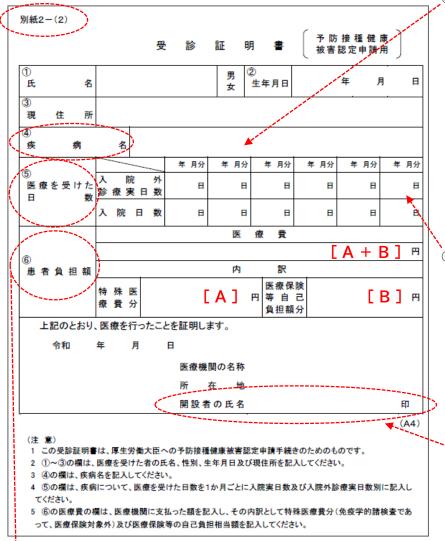
# 作成時の注意点

## 【医療機関・薬局のご担当者様へ】

受診証明書は、予防接種健康被害救済制度の認定後、給付を受けるための大切な書類です。 作成について不明な点等ございましたら、担当課へお問い合わせいただきますようお願いいたします。 記載内容に誤りや不備がある場合、修正や再発行をお願いする場合もございます。

※認定申請時に必要な様式はこちらの様式(別紙2-(2))になります。(別紙2-(1)ではありません。) ※「④疾病名」に記載した疾病に係るもの以外は記入しないでください。



#### 4)疾病名

- ・行った医療(販売した薬剤)に係る疾病名を ご記入ください。(本制度は、認定された疾 病についてのみ給付を受けることができるた め、疾病名が必ず必要です。)
- ・病名がつかないと判断された場合や診断がついていない場合は、症状名や「~の疑い」と記入いただくことも可能です。
- ・当該疾病がワクチン接種を受けたことによる ものであるかを考慮・判断いただく必要は ありません。
- ・薬局にて証明いただく場合も疾病名が必要です。医療機関にて作成された受診証明書に記載されている疾病名をご記入ください。不明な場合は、処方箋を作成した医療機関にご確認ください。

# ⑤医療を受けた日数

- ④の疾病について医療を受けた日数を、 1か月ごと、通院・入院別に記入してくだ さい。
- ・同日に通院と入院がある場合は、入院日数に のみカウントしてください。
- ・医師の診察がなく検査のみ受けた場合も、医療を受けた日数としてカウントしてください。
- ・記入欄が不足する場合は、余白や裏面にご記入ください。また、当該様式をコピーいただいても構いません。

### 「開設者の氏名」

医療機関等の院長や管理者等の氏名・押印 でも差し支えありません。

(担当医や薬剤師個人としてではなく、医療機関・薬局としてご証明願います。)

⑥患者負担額・・・「医療費」(A+B)には「特殊医療費分」(A)と「医療保険等自己負担額分」(B)の合計を記入してください。

## 【特殊医療費分(A)】

下記の免疫学的諸検査で医療保険対象外のものを指します。

- ●リンパ球(T細胞及びB細胞)サブポピュレーション測定
- ●リンパ球機能検査
- ・リンパ球培養試験
- ・マクロファージ遊走阻止試験
- ●免疫学的唾液検査
- ●免疫学的血清検査
  - ・抗A、抗Bその他の既存抗体の抗体価測定及び活動免疫能試験
  - 補体成分測定
- ●免疫学的白血球検査

# 【<u>医療保険等自己負担額分(B)</u>】

保険診療に相当する医療費で、健康保険等から給付される額を控除した自己負担分額(医療機関等の窓口で支払う自己負担分)であり、差額ベッド代や薬の容器代、文書代等の保険適用外のものは対象外です。

ただし、食事療養費標準負担額は対象となりますので、 合わせてご記入ください。